２０２６（令和８）年度 第１回 一宮市景観審議会議事録

次の議題を審議するため、一宮市景観審議会が下記のとおり開催された。

記

１ 日　　時　　２０２６年１０月９日（金）午後４時

２ 場　　所　　一宮市役所本庁舎１１階　１１０２会議室

３ 公開・非公開の別　　公開

４ 傍聴人の人数　　０人

５ 出 席 者

［ 出席委員 ］　１１名

鶴田　佳子、益尾　孝祐、石田　正月、大山　勝巳、國定　親、酒井　ゆり菜、冨田　隆裕、
判治　忠明、竹山　聡、京極　ふみか、湯浅　健司
※欠席委員２名（岡本　将嗣、野口　雄史）

［ 事務局 ］

まちづくり部長　稲本　直喜、
公園緑地課長　長﨑　友智、同緑化・景観Ｇ専任課長　野々村　貴志、同Ｇ課長補佐　寺沢　和晃、
同Ｇ主任　春日井　克彦、同Ｇ主任　林　勇吾、同Ｇ技師　岩井　力都

６ 会議資料　　別添のとおり

議題第１号　一宮市景観計画の部分改定について

７ 審議経過　　会議顛末のとおり

【 会議顛末 】

開　会	午後４時
	（開会）
事務局	皆さま、お待たせいたしました。 定刻になりましたので、ただいまより、２０２６年度第１回一宮市景観審議会を開催させていただきます。 本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 ただいまの出席委員は１０名でございます。一宮市景観条例第３４条第２項の規定により、過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。なお、岡本委員、野口委員は本日ご都合が悪く欠席されております。判治委員につきましては、少し遅れるとの報告を受けております。 また、本日の議事につきましては、運営要領第６条に規定する除籍の対象となる委員はいらっしゃらないことを報告させていただきます。次に、審議会の内容につきましては、議事録を作成する必要がございます。そのため、録音をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 また、事務局より議題説明させていただいた後に、委員の皆様にはご審議をいただきます。ご発言いただく方へ、担当者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを使ってのご発言をお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、会長にはご挨拶とその後の議時進行をお願いいたします。
	（会長あいさつ）
会　長	会長を務めております、岐阜工業高等専門学校の鶴田でございます。本日もよろしくお願いいたします。本日は議案1件で景観計画の部分改定ということで、もう５年も経ったのだと感じております。進行管理ということで、見直しということになっておりますので、ご意見をたくさんいただきながら、進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、はじめに、異動等により新たに委員になられた皆様について、事務局よりご紹介をお願いいたします。
事務局	はい、会長。
会　長	はい、お願いいたします。
	（新委員紹介）

事務局　　それでは、ご紹介させていただきます。はじめに、第２号委員の市民の代表者の方でございます。愛知県広告美術業協同組合理事長、國定親様。次に、第３号委員の市議会議員の方でございます。竹山聡様。京極ふみか様。なお、本日、ご都合により欠席されております。岡本将嗣様。次に、第４号委員の関係行政機関の職員でございます。本日、ご都合により欠席されております、国土交通省中部地方整備局建政部都市調整官、野口雄史様。以上でございます。

会　長　　はい、ありがとうございました。次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。当運営要領第１１条第１項の規定により、議事録署名者を会長が指名することとなっております。議事録署名者は議席順にお願いしたいと思いますので、石田委員と大山委員にお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

（議題）

それでは本日の議題に入らせていただきます。議題第１号一宮市景観計画の部分改定についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局　　はい、会長。

会　長　　はい、お願いいたします。

事務局　　令和元年４月に一宮市景観計画が策定されて５年が経過しました。１０年計画の中間に当たる今年度は、市民意識調査の実施や景観施策の成果・効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行っていくこととされております。この度、新たな施策や関連計画の見直し等を踏まえ、本計画を部分改定する運びとなりました。具体的な内容につきましては、担当から説明させていただきます。

事務局　　それでは、説明させていただきます。議題第１号一宮市景観計画の部分改定について説明させていただきます。お手元の資料１ページをご覧ください。はじめに、「１　部分改定の目的」について説明をさせていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。先ほどご説明させていただきました市民意識調査などは、景観計画５６ページ記載のとおりとなります。今回は、中間年での部分改定にあたり、計画改定は２０３１年を予定しております。今回行いましたアンケートは、その際の検証材料としても活用をいたします。また、この５年間で関連計画が改定されるとともに、景観法に基づく景観行政の推進や、景観デザイン会議の実施など、景観形成に関する施策や制度の充実が図られてまいりました。そのため、これらの新たな動向との整合を図る改定も行います。

次に、前方のスクリーンをご覧ください。一宮市景観計画では、一宮市全域を景観計画区域に指定しており、２つの景観軸と５つの景観ゾーンに分かれております。資料１ページに戻らせていただきます。下段「２　一宮市景観計画の部分改定の背景（関連計画との整合）」について説明させていただきます。関連計画として、市の関連計画である一宮市都市計画マスタープランに関連する見直し部分は、スマートインターチェンジ関連による産業拠点の区域変更となります。前方のスクリーンには、都市計画マスタープランの拡大図を表示しております。改定対象箇所として、現計画１９ページの「ゾーン別景観形成の方針の区域」を変更します。工業景観ゾーン（産業拠点）の区域の変更前と変更後につきましては、お手元の資料に並べて記載をさせていただいております。また、島畑については、「保全と活用」の文言が削除され、「景観の調和や継承を図る」とされ、スマートインターチェンジ周辺において、中継物流施設の立地検討との記載が加えられております。

資料２ページをお願いいたします。次に、市の関連計画である一宮市緑の基本計画ですが、施策方針の中の「【施策方針０４】地域の特色を生かした水と緑の既存ストックの保存と活用」の見直し部分では、「０４－４：主な担い手に市民・民間事業者等の追加」と、「０４－６：島畑の保全と活用」の文言が削除され、「景観の調和や継承を図る」と記載されました。前方のスクリーンには一部を表示させていただいております。次に、「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」は、令和５年４月に施行されました。目的は「緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与」であり、前方のスクリーンへ用途区分ごとの緑化率を記載しております。市内全域で緑化が義務または努力義務とされておりますが、特徴としましては市街化調整区域における３，０００平方メートル未満の倉庫用地では、３，０００平方メートル未満でも緑化が義務となっております。改定対象箇所としましては、現計画３６ページの景観形成基準の田園景観ゾーンの「工業・倉庫においては、周辺の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する」の部分を該当箇所として追加いたします。

資料３ページをご覧ください。次に、「（２）景観形成に係る取組」として、景観デザイン会議の実施が挙げられ、「一定規模以上の建築行為等の届出に対して専門家による意見を踏まえ、地域と調和し、その特性に応じた景観形成の誘導を図る」としております。前方のスクリーンへは、現在使用している景観デザイン会議のチラシを表示しております。改定対象箇所としまして、現計画３０ページの届出フローに「景観デザイン会議の実施」を追加いたします。対象は、「景観法に基づく、建築物の届出対象行為のうち、建築物の高さ１０メートル超、又は建築面積３，０００平方メートル超の大型建築物」です。次に、「３　現行景観計画の評価」について説明をさせていただきます。「（１）運用状況」として、届出件数の推移をグラフで示しております。建築物の新築・増築の件数は年々増

加しております。こちらは毎年、当審議会で届出状況を報告させていただいております。なお、届出対象行為の規模につきましては、前方のスクリーンのとおりとなっております。次に、指導や助言内容では、景観デザイン会議を実施するなど、建物の配置、色彩、付属設備、緑化について、道路や周辺環境からの見え方への配慮や圧迫感の軽減、緑の創出や周辺との調和を図ることなど、景観の向上につながる指導・助言を行っております。次に、届出対象以外の実態では、届出対象以外の件数はやや減少傾向にあり、約８割が１００平方メートル以下の小規模の案件となっているため、現計画の該当箇所である３１ページの現行届出対象行為の規模は適切であると考えております。

次に、資料の４ページをご覧ください。「（２）アンケート結果」です。まず、調査概要は資料記載のとおりでございます。令和元年に調査を行っており、その際の調査では有効回答数が１，００５人に対しまして、今回の調査では１，１００人の回答をいただいております。「①一宮の景観の認知度・関心度」としまして、「景観計画の認知度」、「景観への関心度」、「景観の変化への評価」を記載しております。景観への関心がある層が５割を超えるものの、景観計画につきましては８割の人が知らないとなっており、景観計画の認知が低くなっております。また、策定から５年という期間では、景観の変化を感じる人が少ないものの、大型倉庫の建設による田園景観の喪失や、高層マンションが建設されたことによって景観が悪くなったとの意見があります。一方、駅前におしゃれなお店が増えたなど、景観が良くなったとの意見もいただいております。

次に５ページをご覧ください。「②市民が評価している景観」として、「評価されている景観」、「重点的に取り組むべき施策」、「重点的に取り組むべき景観重点地区候補地」、「新たに景観重点地区候補地に指定すべき地区」について記載をしております。

こちらの結果を受けて、６ページに各地区の考察を記載しております。前方スクリーンには、現在の景観重点候補地区３地区を表示しております。現在の景観重点候補地区である木曽川沿川地区、尾張一宮駅前地区は、令和元年より引き続き高い支持を受けていることから、市民意識と概ね一致していると考えられます。一方で、萩原・起宿地区については、評価が低くなっており、市民に認知してもらう取り組みが必要となります。また、現在、重点候補地区ではありませんが、大江川沿いの桜並木、丹陽繊維団地の渋ビルについて聞いたところ、大江川沿いの桜並木が重点地区候補地として支持が高くなっております。今後は、現重点候補地区の進捗状況を考慮しながら、重点候補地区として計画改定に向け検討してまいります。

７ページをご覧ください。「③市民から改善を求められている景観」として、「改善を望む景観」を記載しております。令和元年度のアンケートと同じく、空き家や空き店舗、不法投棄などのゴミなど、生活に身近な内容が問題視されています。自由意見としましては、田んぼが失われたことや倉庫が増えたことなどが

挙げられました。また、特になしが増えており、現在の景観が当たり前に生活に溶け込んでいることも考えられます。

８ページをご覧ください。「④銀座通りへの期待」として「銀座通りの景観で目指すべき景観」、及び「銀座通りの景観で具体的に目指すべき街並み」について記載しております。自由意見では、「駅前におしゃれなお店が増えた」といった肯定的な意見が挙げられる一方、「駅周辺の活性化を期待する」声が挙げられました。銀座通りでは、現在、まちなかウォーカブル事業として、地元とまちづくりの検討が進められております。

９ページをご覧ください。「⑤屋外広告物・公共空間の景観誘導」として、「屋外広告物について」、「良好な景観を作るための取り組み」について記載をしております。屋外広告物条例で誘導が進んでいることや、身近な景観として溶け込んでいることから、特に意見なしという結果が多くなっていると考えられます。また、人数としては少ないものの、広告物の悪い印象としては「統一感のなさ」、「管理不良」、「過剰設置」が挙げられました。「良好な景観をつくるための取り組み」として「広告看板の大きさや配置」、「敷地内の緑化」が求められる一方、「特に必要ない」が約４分の１を占めております。

１０ページをご覧ください。「⑥今後の景観まちづくりへの要望」として、自由意見のうち主な意見を記載しております。景観については、一宮らしさや統一感を求める声がありました。先程①から⑤で挙がりました内容が、引き続き多く自由意見としても挙げられました。

１１ページをご覧ください。「４　景観計画改定の基本的な考え方」としてアンケート調査並びに部分改定であることから、「木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち一宮」、こちらを継続いたします。「５　アンケートによる改定のポイント」については、これまでご説明させていただきましたことをまとめとして記載をさせていただいております。現行の景観形成の方向性を継承した部分的な見直しを行います。景観への関心が一定程度見られるものの、景観計画の認知度が極めて低くなっている。一宮市が景観に取り組んでいるということを知ってもらうために、景観資源や取組状況を継続的に把握、発信していきます。また、身近な問題としては、各問題の担当課において取り組みを行っておりますが、市民や事業者とも連携しながら、これまで以上に適切な維持管理や環境美化活動を促進します。

また、１２ページでは、一宮らしい景観資源の保全・活用としては、景観重点候補地区である木曽川沿川地区や尾張一宮駅前地区については、アンケートでも市民からの支持が高かったです。萩原・起宿地区は支持が低かったものの、イベントなどが開催されており、情報発信を行う中で、計画改定に向けて在り方を検討していきます。特に尾張一宮駅前地区、木曽川沿川地区では、景観重点地区の指定に向け、地元住民との対話や他の施策の状況を踏まえ記載する方向です。新たな景観重点候補地区候補地については、他の景観重点候補地区の進捗状況を考

慮しつつ、計画改正に向けて記載について検討を行います。市民からの要望の高い公共施設の景観形成や緑の保全・創出について、景観デザイン会議において専門家の意見を聞き、模範となるよう整理・改修を行う旨を記載いたします。

１３ページをご覧ください。今回改定する予定の箇所を記載しております。素案作成につきましては、こちらをもとに改定を行い、今後、示させていただく予定です。

１４ページをご覧ください。最後に、「今後のスケジュール（予定）」について説明をさせていただきます。令和８年１２月に第２回景観審議会を行い、こちらの場では、素案の方を提出させていただく予定です。令和９年１月にパブリックコメントを１か月行い、その後、２月に都市計画審議会にて諮問、３月に第３回景観審議会にて諮問を行い、６月に一宮市議会へ報告を行い施行となる予定です。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会　長　　はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございました議題第１号につきまして、ご質問ご意見いかがでしょうか。

会　長　　私の方から少し、現行計画に意見を反映させて、分かりやすく資料を作っていただき、ありがとうございます。一点、やはり気になるのが、景観計画の認知度が非常に低いということです。それについては、今後、もう少し認知が深まるようにやっていきますということだが、その辺りの文言をこの景観計画の中に書き込むというか、そういうことはされるのでしょうか。例えば、されないにしても、具体的にどんなようなお考えなのか合わせてお聞かせいただきたいです。

事務局　　はい。書き方につきましては、まだこれから、素案向けに検討をさせていただきますが、何かしら少しでも前向きなことが書ければと考えております。計画の５５ページに記載していますが、アダプトプログラムとしての各地域での美化活動や屋外広告物の除却活動を書かせていただいておりますが、会長がおっしゃられるとおり、どちらかというとこの景観計画自体が事業者向けの内容が強いのかなと考えております。例えば、私のまちの魅力などを伝えるため景観コンテストを実施している自治体もございます。また、リバーサイドフェスティバル等のイベントも開催しておりますので、そういったところでブースを出展するなどし周知する場を設けようと考えております。

会　長　　計画書そのものは、実際に事業者が見て使われると思うのですが、今挙げられたような景観の取り組みをやっていますということが分かればいいと思います。アンケートの聞き方がまずいのか分からないが、計画書の文言を分かっていると

かというよりは、「こういう景観の取り組みをやっています。」、「これだけ景観が良くなった。」等が伝わるといいと思います。その辺の伝え方だと思いますが、景観を良くする取り組みを市民と一緒にやってみるとか、広がりはあるのでしょうか。

事務局　　現在の取組みをwebサイトに挙げているが、何が良くなったのかを市民にわかりやすく催事でのパネル展示などで示すなど検討します。

会　長　　はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委　員　　はい、まさに鶴田会長がおっしゃったように、認知度が低いというのが課題かと思います。関心度は半分以上の方が関心あると回答しており、これが大切なことかなと思っております。認知度が低いというのはやむを得ないところもあると思います。景観計画を知らない方は多いです。しかし、景観まちづくりとして、守りのほうは景観計画の届出制度でやっていると思うが、攻めの部分の景観まちづくりを市として取り組んでいくこと、計画施策を市として進めてもらうことでアンケートがより良い結果となり、認知度及び関心度が上がっていくと思います。例えば、他の市町村で言えば、そのまちの景観のいいところを表彰する制度や、毎年一宮市でできたエリアの建物などを表彰する制度など、地域のいい建物を表彰する制度等があるといいなと思った次第です。また、国交省の方でも景観に関して、景観法の改定が近年ありましたけれども、景観はもはやただの修景とかそういったものをやるだけだとなかなか守れない状況になってきています。原因は空き家問題ですね。景観エリアリノベーションという言葉が国交省で今回うたわれておりますけれども、空き家対策と景観まちづくり等を連動させた形で、どんどん地域のまちづくりを動かしていくことで、多分この景観の認知度及び関心が、今の関心は景観ではなく空き家問題になってきていますので、空き家対策と合わせたような形で、景観エリアリノベーションをどんどん推進していくことが望ましいと思います。そういう観点から考えますと、一宮市で特に景観エリアリノベーションの必要な場所というのは、尾州ブランド等の毛織物工業ののこぎり屋根があったり、渋ビル群があったり、繊維問屋街、繊維団地があったり、そして毛織物の中、おしゃれな登録文化財のような建物もありますが、そういったもの、もしくはそういった毛織物で財を成した方々の重要な建物などにもう少しフューチャーした形で、空き家対策もしくはヘリテージマネジメントのような形で推進していくことで、認知度及び関心度を上げていくという、ちょっと部署横断的な話になるかもしれませんが、そういった取り組みを推進していただくことが望ましいと思います。

会　長　　事務局いかがでしょうか。

事務局	はい、ありがとうございます。今、委員から言われたとおり、各部署で空き家問題等対策というのは、先程のお話があったように説明させていただいておりますが、横断的な取り組みというところが一つのポイントなのかなと考えております。国土交通省の方で景観エリアリノベーションというのが始められているということは、私どもの方も把握しております。どこをどのように進めていくかは、地元に入っていくものですから、検討は必要だと思いますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。
会　長	この件は７ページの住民から改善を求められている景観と、改善を望む景観っていう上の２つがまさに空き家、空き店舗、農地が出ているので、この部分が前回より進んでいるので追記したほうがいいと思いますが、その横断的で、もちろん空き家対策法とかが担っている部署があると思うので、そちらの方がメインではあるとは思いますが、景観として、一宮市ではそこまで必要とされないかもしれませんが、京都や犬山のような撤去する時や畳む時も届出するようなものがあってもいいかもしれないですね。景観でそこまで踏み込んでいる自治体もあります。市民もこれだけ改善してほしいと思っていますので、今後検討していただけたらと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。今、会長や益尾委員も言われたとおり、重要な課題だと思っております。アンケート結果でも空き地、空き家等の項目が心配の中に入っていますので、空き家の方は建築部だったり、農業の方でやっていない農地とか、そういった方は農業振興課になるものですから、おっしゃられる通り、５年後ですかね、全面改定に向けて、横断的に他部の方と協議をしながら、５年後どうしていくか、全面改定の際にどうしていくかっていうのも、今後まだちょっと先になるので、検討課題として考えていきたいと思っております。
会　長	はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今回ここで出た意見も踏まえて素案が作られるということですので、ぜひここでご意見をたくさんいただいて、それが盛り込まれた素案ができると思いますが、よろしかったですか。
委　員	部分改定の素案というよりは、５年後に向けたということですか。
事務局	はい、今回は中間年としての素案となります。今回は関連計画のほうがメインになります。
会　長	そういうことを踏まえたらいかがでしょうか。それでも今ご意見出れば、今回の部分改定ではないけれども、今お話があったように、またさらに５年後の時に反映はしていただく、反映というか検討課題です。特に長期にわたる検討の場合

は、今ここでこういうこともぜひ本改定の際にっていうことでもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしかったですか、皆さん。それでは特にご意見ないということですので、事務局の方へ以降の進行を開始いたします。

事務局

はい、会長どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見を踏まえ、第２回景観審議会にて素案をお示しするように整えてまいります。その際は改めて委員の皆様にご審議いただくことになりますので、またよろしくお願いいたします。それではこれをもちまして、２０２６年度第１回一宮市景観審議会を終わらせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

閉　会

午後４時３０分